

入札公告

新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成 1 9 年 6 月 2 7 日

富山市長 森 雅 志

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業
- (2) 事業場所 富山市新庄本町二丁目地内
- (3) 事業概要 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。）に基づき実施する。入札参加者は、開札及び審査の結果、落札者となった場合は、仮契約締結の日までに、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「S P C」という。）を会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に定める株式会社として設立し、P F I 手法（B T O 方式）により次の業務を行う。
 - ア 設計業務
 - イ 建設業務
 - ウ 工事監理業務
 - エ 維持管理業務
- (4) 事業期間 本契約締結の日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日まで
- (5) 予定価格 3 , 7 4 4 , 5 6 1 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 入札参加者の構成等
 - ア 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループとし、入札

参加者は、代表企業を定めるものとする。

イ 代表企業又は構成企業（入札参加者の代表企業以外の企業をいう。以下同じ。）が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として明らかにしなければならない。

ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者となった場合は、仮契約締結の日までに代表企業及びすべての構成企業の出資により S P C を設立しなければならない。代表企業の出資割合は、全事業期間を通じて出資者中最大でなければならない。

エ 代表企業及び構成企業以外の者は、S P C の出資者となることができる。ただし、全事業期間を通じて、当該出資者の出資額（当該出資者が複数の場合は、出資の合計額）は、出資額全体の 5 0 パーセント未満でなければならない。

オ 入札参加者は、そのすべての企業の担当業務（1（3）アからエまでに掲げる業務をいう。）を明らかにしなければならない。この場合において、当該担当業務は、単独又は複数の企業で行うことができる。

カ 入札参加者は、業務を行うに際して、事前に本市の承諾が得られた場合には、協力企業以外の第三者に委託し、又は下請けを行わせることができるものとする。

キ 建設業務を行う者の 1 企業以上が主たる営業所の所在地が富山市内にあり、過去 2 0 年以内に本市が発注した延べ床面積 1 , 0 0 0 平方メートル以上の学校建設の建築一式工事（新築、増築又は改築に係る工事に限る。）を元請として施工した実績（竣工したものに限る。共同企業体の代表者であったものは、当該共同企業体の実績を含む。）を有していなければならない。

(2) 入札参加者の参加要件等 代表企業及び構成企業の参加要件並びに協力企業の要件は、次のとおりとする。

ア 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づき再生手続開始の申立て

をしていない者であること（再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取消決定を受けていない場合を除く。）。

ウ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てをされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てをし、若しくはされていない者であること。

エ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中の者でないこと。

カ 税を滞納していない者であること。

キ 本市が本事業についてアドバイザー業務を委託する株式会社建設技術研究所並びに同企業が当該アドバイザー業務において提携関係にあるシリウス総合法律事務所及び株式会社学校文化施設研究所又はこれらの企業と資本若しくは人事において関連がある者でないこと。

ク 本事業に係る事業者選定委員会の委員（以下単に「委員」という。）が属する組織若しくは企業又はその組織若しくは企業と資本若しくは人事において関連がある者でないこと。なお、本事業に係る実施方針公表の日以後に、本事業について委員と接触した者は、入札に参加することができない。

ケ 本事業において、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれも他の代表企業又は構成企業として参加していないこと。ただし、協力企業については、他の入札参加者の協力企業となることができる。

コ S P Cのすべての出資者について、その名称及び出資の状況を明らかにすること。

サ 代表企業を変更することはできないこと。ただし、構成企業及び協力企業は、資格及び能力上支障がないと本市が判断する場合には、変更することができる。

(3) 各業務を実施する企業の入札参加要件等 代表企業、構成企業及び

協力企業のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に主として当たる者（落札者が設立するＳＰＣからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

ア 設計業務を行う者

- (ア) 富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号。以下「規則」という。）第３条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 学校施設の設計業務を遂行する能力があると認められる実績を有する者であること。

イ 建設業務を行う者

- (ア) 規則第３条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 建設業法第３条第１項の規定により、土木一式、建築一式、電気及び管工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていれば足りる。
- (ウ) 学校施設の建設業務を遂行する能力があると認められる実績を有する者であること。

ウ 工事監理業務を行う者

- (ア) 規則第３条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 建築士法第２３条第１項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 学校施設又は類似施設の工事監理業務を遂行する能力があると認められる実績を有する者であること。

エ 維持管理業務を行う者

- (ア) 規則第３条に規定する業務委託の入札参加資格を有する者であること。

- (イ) 学校施設又は類似施設の維持管理業務を遂行する能力があると認められる実績を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 富山市教育委員会統合校整備等推進室

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話番号 076-443-2075

ファックス番号 076-443-2194

電子メール tougoukou-01@city.toyama.lg.jp

- (2) 入札説明書、契約条項等の公表 平成19年6月27日に、本市ホームページにより入札説明書、契約条項案等を公表する。

- (3) 入札説明書、契約条項等に関する質問及び回答 入札説明書、契約条項案等の内容に関する質問を次のとおり、受け付ける。

ア 受付期間 平成19年6月27日から同年7月13日午後5時まで

イ 受付方法 電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は、受け付けない。

ウ 回答 質問者の利益を害するおそれのあるものを除き、平成19年7月下旬に本市ホームページにおいて公表する。

- (4) 入札参加資格審査及び入札書類の受付期間、場所及び方法

ア 受付期間 平成19年10月25日から同月29日まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は、午後2時まで）とする。

イ 提出書類 入札説明書を参照すること。

ウ 提出場所 富山市教育委員会統合校整備等推進室

エ 提出方法 持参すること。

- (5) ヒアリング等の実施 入札参加者に対し、事業提案書の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

- (6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年12月7日午前9時30分

イ 場所 富山市役所8階西館804会議室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する書類による入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者に必要な資格のない者が提出した入札書類
- (2) 事業名及び入札金額のない入札書類
- (3) 代表企業、構成企業及び協力企業の記名及び押印がなく、又は不明瞭な入札書類
- (4) 事業名に誤りのある入札書類
- (5) 入札金額の記載が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札書類
- (6) 入札金額を訂正した入札書類
- (7) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
- (8) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- (9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した入札書類
- (11) 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書類

5 落札者の決定基準 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会による事業提案書の審査と入札金額を総合的に評価し、落札者を決定する。

6 落札者の決定通知 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成19年12月下旬（予定）までに決定通知を行う。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 免除する。ただし、契約金額のうち設計業務、建設業務及び工事監理業務に相当する金額の合計額の100分の10以上の金額について、次の履行保証保険契約又は保証契約（保険期間

及び保証期間はいずれも本契約締結のときから本施設の最終の引渡日まで）を締結し、当該証券又は保証書を本市に寄託しなければならない。（イ）又は（エ）については、当該契約に基づく保険金請求権又は保証債務履行請求権に対し、本市のために質権を設定するものとする。

（ア）ＳＰＣが、保険会社との間に本市を被保険者として締結した履行保証保険契約

（イ）設計業務を行う者、建設工事を行う者及び工事監理業務を行う者の全部又は一部が保険会社との間にＳＰＣを被保険者として締結した履行保証保険契約

（ウ）ＳＰＣが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４条）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）との間に本市を名宛人として締結した保証契約

（エ）設計業務を行う者、建設工事を行う者及び工事監理業務を行う者の全部又は一部が金融機関等との間にＳＰＣを名宛人として締結した保証契約

（３）契約書作成の要否 要

（４）契約の条件 落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定を速やかに締結し、ＳＰＣ設立後、ＳＰＣと本市は、速やかに仮契約を締結する。なお、本事業の契約の締結については、ＰＦＩ法第９条及び富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年富山市条例第６８号）第２条の規定により、富山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、富山市議会では本事業の契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。ただし、本市は、当該議案が富山市議会では議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

（５）契約の解除 落札者決定後、本事業の契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が２の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約

を締結しているときは、これを解除することがある。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。